

令和7年11月28日

中小企業退職金共済制度加入事業所 各位

太田市長 穂積 昌信

(公印省略)

### 太田市中小企業退職金共済制度加入促進助成金の申請について（ご案内）

初冬の候、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より、本市労働行政に対しまして、特段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では「中小企業退職金共済制度」に加入している事業所を対象に、契約成立月から12カ月間にわたる新規被共済者掛金について月額の20%を助成しています。

つきましては、貴事業所において対象となる被共済者がいらっしゃいましたら、  
**令和7年12月26日（金）**までにご申請くださいますようお願い申し上げます。

なお、申請期限を過ぎた場合助成対象外となるため、必ず期限内のご申請をお願いいたします。

記

#### 【申請方法】

申請フォームに必要事項を入力し、提出書類①②をPDFファイルで添付して申請

#### 【提出書類】

##### ①退職金共済掛金内訳書

⇒令和7年度太田市中小企業退職金共済制度加入促進助成金申請フォームから  
ダウンロードしてください

##### ②退職金共済手帳のコピー ⇒別紙見本を参照してください

#### 【令和7年度太田市中小企業退職金共済制度加入促進助成金申請フォームURL】

<https://logoform.jp/form/VswA/1238695>

#### 【注意事項】

- 助成金交付対象となるのは、新規被共済者に限られます。
- 助成金交付の対象期間は、契約を締結した月から起算して12カ月です。

##### 【例①】令和7年3月新規加入の場合

令和7年3月～12月の10カ月が今年度の対象期間です。

残りの令和8年1月～2月の2カ月分は来年度の対象期間となります。

##### 【例②】令和6年7月新規加入の場合

令和6年7月～12月の6カ月は昨年度の対象期間でしたので、残りの

令和7年1月～6月の6カ月が今年度の対象期間となります。

- 申請期限までに共済手帳が届かない、申請フォームにアクセスできないなど、申請に際してご不明な点がございましたら、産業政策課にご相談下さい。

#### 【お問い合わせ】

太田市役所 産業環境部 産業政策課

経営支援係 （担当：大橋・内田）

TEL 0276-47-1846（直通）